

食品安全委員会（第754回会合）議事概要

日 時:令和元年8月27日（火） 14:00～15:28

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか 4名出席

傍聴者:報道 3名、行政機関 1名、一般 2名

議事概要

（１）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・遺伝子組換え食品等 1品目（評価要請の取下げ）
除草剤グリホサート耐性トウモロコシEvent VC0-01981-5
（厚生労働省及び農林水産省からの説明）

→厚生労働省及び農林水産省から説明。

本件について、取り下げられたものと認め、調査審議は中止することとなった。

（２）農薬専門調査会における審議結果について

- ・「ピジフルメトフェン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

（３）かび毒・自然毒等専門調査会における審議結果について

- ・「デオキシニバレノール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映をかび毒・自然毒専門調査会に依頼することとなった。

（４）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「イソフェタミド」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート」に係る

食品健康影響評価について

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「イソフェタミドの一日摂取許容量（ADI）を0.053 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を3 mg/kg 体重と設定する。」

「ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネートのグループ一日摂取許容量（ADI）を0.004 mg/kg 体重/日、グループ急性参照用量（ARfD）を0.1 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 農薬「ピロキサスルホン」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬及び動物用医薬品「オキシリニック酸」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ピロキサスルホンの一日摂取許容量（ADI）を0.02 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」

「オキシリニック酸の一日摂取許容量（ADI）を0.021 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.06 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 薬剤耐性菌「フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（フロルガン）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「牛及び豚に対してフロルフェニコール製剤を使用することにより、フロルフェニコール及びこれと交差耐性が認められるクロラムフェニコールに対する薬剤耐性菌が選択される可能性は否定できないが、食品を介してヒトに伝播する可能性のある感染症に対してクロラムフェニコールは使用されないこと、クロラムフェニコール耐性菌が認められる家畜由来細菌によるヒトの感染症に対して第一選択薬であるフルオロキノロン系抗菌性物質等が使用されること等から、特定すべきハザードはないと判断した。したがって、フロルフェニコール製剤を牛及び豚に使用することによって選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

（５）研究・調査企画会議における審議結果について

- ・ 平成30年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果（案）について

- ・「食品の安全性確保のための研究・調査の推進の方向性について」の改正（案）について
- ・食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和２年度）（案）について

→担当の山本委員及び事務局から説明。

本件について、案を一部修正した上で決定することとなった。

（６）食品安全モニターからの随時報告について（平成３０年４月～平成３１年３月分）

→事務局から報告。